

# 慶應義塾研究活動に関する申し立て窓口運用ならびに調査手続き等ガイドライン

平成 22 年 2 月 19 日制定

平成 26 年 10 月 24 日改正

平成 27 年 6 月 16 日改正

平成 29 年 3 月 10 日改正

2018 年 5 月 22 日改正

## 1 制定の趣旨

本ガイドラインは、慶應義塾（以下、「義塾」という。）における公正かつ健全な研究活動のために、研究活動における不正行為に関する申し立ての仕組みを整備し、義塾における研究活動に関する不正行為の早期発見と義塾の自主的な規律による積極的な是正を図り、義塾が研究活動において求められるコンプライアンス体制の強化を目的として定めるものである。

## 2 対象とする不正行為

本ガイドラインは、義塾に対して申し立てられる次の行為（以下総称して、「不正行為」という。）をその対象とする。

### (1) 公的資金の不正使用（以下、「研究費不正」という。）

国、地方公共団体またはその外郭団体等から慶應義塾に配分される公的資金（以下、「公的資金」という。）の故意若しくは重大な過失による不正な使用または処理。

### (2) 次のア) からウ) のいずれかに該当する研究活動における不正行為で、故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるもの（以下、「研究不正」という。）

#### ア) 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

#### イ) 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

#### ウ) 盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。

### (3) その他

同じ研究成果の重複発表、論文著者が適正に公表されない不適切なオーサiershipなどの研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範および社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいものについても申し立ての対象とすることができる。

## 3 申し立て窓口の設置

義塾における公的資金不正、研究不正に関する申し立て（以下、「申し立て」という。）窓口（以下、「申し立て窓口」という。）を総務部に設置する。

## 4 申し立て窓口の利用対象者

何人も、申し立て窓口を利用することができる。

## 5 申し立て内容の対象範囲

申し立ての対象範囲は、以下のいずれかに挙げるものとする。

- (1) 義塾の教職員等（義塾の役員、教職員、学生等で、義塾において研究活動を行うすべての者）が行った疑いのある不正行為
- (2) 過去に義塾の教職員等であった者が、その当時に義塾で行った疑いのある不正行為

## 6 申し立ての方法

- (1) 申し立ての方法は、原則として次に掲げる事項を明らかにした申し立て書（電子的なものを含む）および証拠を周知された申し立て窓口に提出することにより行うものとする。これらを充足しないと義塾が判断する場合には、申し立てを受理しない（すなわち後記第11項に記載する「調査」の対象ともされない）ことがある。

ア 申し立て書

(ア) 申し立て者の氏名または名称、所属、住所及び連絡先

(イ) 不正行為を行ったまたは現実に行おうとしている疑いがある者（以下、「被申し立て者」という。）の所属、職位、氏名

(ウ) 不正行為の態様および内容

イ 不正行為を裏付ける具体的証拠、調査の参考となる資料

- (2) 本項(1)のイの証拠または資料はわかりやすく整理すること。例えば、証拠であれば“証拠①”、参考資料であれば“参考資料①”などのように説明番号を付し、イが複数存する場合には、証拠または参考資料ごとに通し番号を付すなどする。

- (3) 本項(1)のアに不正行為の態様および内容を記載するに際しては、前記6(1)のイの証拠または資料のどの部分がアの記載内容のどの部分の証拠または参考資料であるのかを特定して付記し、アとイ間の具体的な関係を明示するようにすること。または、上記アの記載内容がイによって裏付けられていることを個別に説明する証拠説明書または資料説明書を添付すること。

- (4) 本項(1)の定めに関わらず、申し立て内容・資料が十分に合理的である場合など例外的事情があると義塾が判断する場合には、申し立て者の氏名・連絡先等が不明な場合であっても、調査の手続きを開始することがある。

## 7 申し立て者の情報の扱い

申し立て者の氏名等申し立て者を特定することができる情報は、調査関係者等当該情報を知ることが必要と合理的に判断される必要最小限の者のみで厳に秘密として保持するものとし、それ以外の者への開示または漏洩がなされないよう細心の注意をもって取り扱うこととする。

なお、調査の内容によっては、被申し立て者等の調査対象者に対し、申し立て者の事前の了解を得て申し立て者の氏名を開示することがある。なお、申し立て者が開示を希望しない場合には、開示しないで調査を行うこともできるが、調査内容が制限され、十分な調査ができないことがあることを申し立て者は予め了解するものとする。

## 8 申し立て者の保護

義塾は、申し立て者に対し、申し立て行為および申し立てに基づく調査への協力を理由に、人事、給与、研究、教育上のいかなる不利益な取り扱いもしてはならない。

## 9 被申し立て者等の保護

申し立てへの対応及び申し立てに基づく調査行為にあたるすべての者は、被申し立て者または当該調査対象者の名誉およびプライバシーが侵害されることのないよう十分配慮しなければならない。

### 10 研究コンプライアンス委員会

(1) 義塾に研究コンプライアンス委員会（以下、「委員会」という。）を置き、申し立て窓口を通して受領した申し立てについての対応処理を行うものとする。

(2) 委員会の委員は次の者から構成されるものとし、学術研究支援部がその事務を取り扱う。ただし、委員が被申し立て者である場合は、塾長が別に指名することができる。

ア 研究担当常任理事（委員会委員長とする）

イ 総務担当常任理事（委員会副委員長とする）

ウ 被申し立て者の所属するキャンパス担当理事（被申し立て者の所属が一貫教育校の場合は一貫教育校担当理事）

エ 学術研究支援部長

オ 業務監査室より若干名

カ 義塾に属さない者1名以上

キ その他委員長が必要と認めた者

(3) 委員会は、必要に応じて対応の状況について塾長に報告を行う。また、塾長の求めがあった場合にも報告を行うものとする。

(4) 委員会は、扱った内容について、義塾における研究活動の不正行為防止や適切な研究推進体制を構築するための情報共有を目的として、個人情報などが特定できない形にした上で、義塾における研究倫理委員会等へ情報を提供することができる。提供できる部門の範囲・内容については委員会で判断を行う。

### 11 申し立ての処理

申し立てがあった場合、申し立て窓口の責任者は、すみやかに委員会委員長（以下、「委員長」という）へ報告する。また委員長は、当該報告を受けた場合、すみやかに申し立て事項に係る調査（以下、「調査」という。）の手続きを開始する。調査の手続きについては委員会において別に定める。

### 12 申し立て者の義務

申し立て者は、以下各号記載の事項を順守しなければならない。これらに違反した場合、義塾は調査を中断または終了することができる。

(1) 義塾が調査の手続きを進めるうえで必要であると判断して要請する事項に積極的に協力すること。

(2) 調査の手続きの支障となるような行為はしないこと。

(3) 義塾関係者または調査の手続きを行う関係者への誹謗中傷その他圧力をかける行為を行わないこと。

### 13 申し立て内容の処理の報告

委員長は、次の事項について、申し立て窓口を経由して申し立て者に通知する。

(1) 調査の開始または調査を行わないことの報告

(2) 調査が行われた場合の結果についての報告

(3) 申し立て者から当該申し立ての対応状況について照会があった事項で、調査の手続き及び調査活動そのもののいずれにも支障がないと判断される場合の報告

#### 1.4 守秘義務

申し立て等の対応にあたるすべての者は、申し立て内容に関して知り得た情報を第三者に開示したりは漏えいしてはならない。

#### 1.5 情報提供

義塾の教職員は、不正行為が発生し、または発生するおそれがあると判断した場合には、自己の関与のいかんに関わらず、申し立て窓口当該不正行為に関する情報提供をすることにより、義塾が当該違反不正行為の継続もしくは拡大の防止または是正、または未然の発生防止を行うことができる機会の提供に努めるものとする。

#### 1.6 主管

申し立て窓口の運用に関する主管は総務部とする。

#### 1.7 補則

本ガイドラインに定めるもののほか、申し立て窓口の運用に関し必要な事項は、研究担当常任理事と総務担当常任理事が協議して定めるものとする。

#### 1.8 改廃

本ガイドラインの改廃は、総務担当常任理事の発議に基づき、常任理事会の議を経て塾長が決定する。

#### 附則

本ガイドラインは、平成22年4月1日から施行する。

附則（平成26年10月24日）

本ガイドラインは、平成26年10月24日から施行する。

附則（平成27年6月16日）

本ガイドライン2(1)に定める公的資金のほかに慶應義塾が管理する研究資金の不正使用については、同項に準じて取り扱うことを確認する。

附則（平成29年3月10日）

本ガイドラインは、平成29年3月10日から施行する。

附則（2018年5月22日）

本ガイドラインは、2018年5月22日から施行する。